

□■養成所ニュースプラス第 21 号 2024□■

漸く暑さが和らぎ、勉強が進む秋となりました。夏の疲れから体調を崩しやすい時期でもあります。手洗い、うがいで菌の侵入を防ぎ、十分な睡眠で免疫力を高めましょう。

10 月 1 日から赤い羽根共同募金が始まりました。共同募金は、「第 1 種社会福祉事業」として社会福祉法に定められています。同法で「都道府県の区域を単位として、毎年 1 回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集」と規定し、今回も来年 3 月 31 日まで行われます。

Plus Quiz は、「地域福祉の理論と方法」(現、地域福祉と包括的支援体制)から「地域福祉」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第 35 回問題 36】 次のうち、社会福祉法に規定されている地域福祉に関する記述として、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 2017 年(平成 29 年)の社会福祉法改正において、「地域福祉の推進」の条文が新設された。
2. 市町村社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを整備しなければならない。
3. 地域住民等は市町村からの指導により、地域福祉の推進に努めなければならない。
4. 重層的支援体制整備事業は、参加支援、地域づくりに向けた支援の二つで構成されている。
5. 市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めなければならない。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・ (35 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・ (35-36 期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

※本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、10 月末日付けで、支給申請書類一式を送付いたします。

お手元への到着は 11 月上旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。

- ・ 受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・ 第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日(日)です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1375786&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目(午前・午後の内訳)が公開されました。

- ・ 第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1375787&c=3246&d=99c7>

- ・ 日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1375788&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1375789&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1375790&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第 15 号／今後の受験対策について】

2 月の国家試験に向け、皆さんそれぞれのやり方で取り組んでいることと思います。今回は、これから提供する当養成所の受験対策を 3 点お伝えします。

一つ目は、受験対策のポイントをお伝えするガイダンス動画です。今年は、「作問の仕組み」「時事問題の対応」「事例問題の読み方」「これからの国家試験準備のポイント」が内容になります。事例問題は、メルマガでは字数の都合があり、取り上げることができません。特にこの部分は、参考にしていただければと思います。皆さんの勉強の隙間時間にご覧ください。

二つ目は、「頻出項目チェックテスト」です。11 月初めに修了関係書類とともに郵送します。今回は、新しい出題基準にそって大幅に改訂しました。出題基準の小項目を含む問題や過去問から頻出の問題を一問一答形式で構成しました。知識のアウトプットや直前の暗記に活用してください。

そして三つ目は、12 月下旬から 1 月にかけて全科目の要点総チェックに使える直前対策講座です。講師は、様々な養成校等で受験対策を担当している先生にお願いし、当養成所の皆さんに向けた動画を準備する予定です。こちらは有料（昨年度は、3,300 円）で、動画の視聴権と総まとめ資料（昨年度は、共通科目 A 4、109 ページ、専門科目 A 4、77 ページ）、穴埋め問題（昨年度は、1 科目 20 問）がパッケージされています。詳細のご案内は、当養成所から 12 月にお送りします。着々と進めているご自身の勉強のプラスアルファとして活用してください。

次号は、模擬試験と年内のメルマガの予定についてお伝えします。

【Plus Quiz 正答と解説】

今年度は、メルマガ 1 号から国家試験問題を紹介してきました。前号までで過去問の出題科目が一巡しました。今週と来週は、今、社会福祉士が果たすべき役割に関連する問題を選びました。社会福祉士に何が求められているのかを考えながら解いてみましょう。

今回の「地域福祉の推進」については、社会福祉法改正のポイントを確認しておきます。社会福祉基礎構造改革の議論を経て、2000（平成 12）年に社会事業法が社会福祉法となり内容も改定されました。福祉サービスの利用制度化とともに「地域福祉の推進」が明記され、地域福祉計画が規定されました。2017（平成 29）改正では、地域共生社会の実現に向け住民に身近な圏域での包括的支援体制づくりや「地域福祉計画の努力義務化」が盛り込まれました。

更に、2020（令和 2）年改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的支援体制構築のため、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。共通科目テキスト 4「社会福祉の原理と政策」206 ページ表 7－3 で地域共生社会の実現に向けた施策の経緯をまとめています。確認しておきましょう。

1. ×「地域福祉の推進」は、2000（平成 12）年、社会事業法が社会福祉法に改正されたときに条文に加えられました。
2. ×社会福祉法に災害ボランティアセンターの設置規定はありません。災害対策基本法第 8 条第 2 項第 13 号の国及び地方公共団体の努力義務規定に「ボランティアによる防災活動の環境の整備」があり、設置根拠となります。
3. ×市町村からの指導によりという規定はありません。法第 106 条の 3 に「市町村は、（中略）地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。」と規定されています。

4. ×重層的支援体制整備事業は、「断らない相談支援体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の三つで構成されています。
5. ○法第6条第2項に「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努める」とあります。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus